**平成２５年（フ）第１０５０号**
大阪市此花区梅香１丁目19番16号　ゆりのハイツ102号
債務者　福永　洋子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１０７５号**
大阪市浪速区恵美須西１丁目７番10―1104号、前住所大阪市浪速区大国１丁目９番７号Ｍｉｙｏ大国506号
債務者　栗山将司こと　郭　　将司
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１０９７号**
大阪市住吉区万代３丁目11番１―803号
債務者　堀　　克彦
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１１４号**
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目７番74号
債務者　秋山　忠士
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１４７号**
大阪府豊中市庄内栄町３丁目13―１、住民票上の住所奈良県御所市570番地の７
債務者　長濵昇一郎
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１４８号**
大阪府豊中市庄内栄町３丁目13―１、住民票上の住所奈良県御所市570番地の７
債務者　長濵　康子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１５７号**
大阪市西区境川１丁目３番36―402号、前住所大阪市西区千代崎２丁目24番４―302号
債務者　佐藤　敬子（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１７７号**
大阪市西淀川区出来島１丁目８番19号　ピア西淀川Ｂ棟202号室
債務者　橋本　祐子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１２０９号**
大阪市西成区橘２丁目５番20号ツツミハイツ405号
債務者　福永　博行
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６５１号**
大阪府豊中市宮山町１丁目１番41号
債務者　岸　　弥生
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６６３号**
大阪市城東区鴫野東１丁目６番９号　オノライトマンションＡ202
債務者　中山　　昇
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６９９号**
大阪府豊中市栗ケ丘町９番45―410号
債務者　佐藤　由佳
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１７５７号**
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目７番21―７号
債務者　染橋　奈央
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１７６２号**
大阪市平野区喜連西６丁目１番22号
債務者　枝川　寿恵
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１８２９号**
大阪府高槻市郡家新町10番22号
債務者　山谷　愛子（旧姓若松）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１８５８号**
大阪府八尾市上之島町北４丁目13番地の１八尾山本レックスマンション705号
債務者　駒井　　勝
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１８９０号**
大阪府摂津市鳥飼西４丁目24番16号
債務者　河村　智子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１９１２号**
大阪市大正区南恩加島２丁目10番25号
債務者　中村　純基
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部